

令和7年2月28日

第21回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 1 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 62 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 63 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 64 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 65 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 66 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 67 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 12 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ、
主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 55 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 21 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 欠席届が議席番号 1 番、佐藤佑美委員、16 番、千野俊輔委員、17 番、馬場義昭委員、19 番、坂詰隆委員から提出されております。出席委員は、24 名中 20 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

ます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号20番、多田好一委員、21番、鳥羽若一委員を指名いたします。

日程第 2 議案第62号 農地法第3条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第62号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3から6ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は20件でございます。

1から12番は売買による所有権移転、13から19番は贈与による所有権移転、20番は地役権の設定であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第62号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第63号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第63号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 8、9 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域 5 件でございます。

1 番、神谷の田について、砂利採取用運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび転用目的を砂利採取用地に変更し、令和 8 年 9 月 17 日まで期間を延長するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第 5 条許可申請の 2 番とも関連しております。

2 から 5 番の岩野の畑については、同一案件ですので、まとめて説明いたします。

2 番については、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 8 年 6 月 17 日まで期間を延長し、面積を変更するものであります。

3 番については、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 8 年 6 月 17 日まで期間を延長するものであります。

4 番については、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 8 年 6 月 17 日まで期間を延長、転用目的を砂利採取用地に変更し、面積を変更するものであります。

5 番については、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 8 年 6 月 17 日まで期間を延長し、面積を変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第 5 条許可申請の 3 番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 63 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第64号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第64号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11、12ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域3件、川口地域1件、与板地域1件、
栃尾地域1件の計6件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、
支所において2月19日までに現地確認を実施しております。

1番、宮本町の畑について、農業用倉庫及び通路敷地として利用する
ものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、
宮本町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクター
未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既
存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性
がなく、許可できるものであります。

2番、西川口の田について、農作業所建築敷地として利用するもので
す。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農振
農用地区域内の農地ですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的
に許可できるものです。

3番、高野町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するもので
す。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘ
クター以上の規模の一団の農地区域内により、第1種農地に該当する
ものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることか
ら、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるもの
であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、与板町榎原の畑について、小屋建築敷地及び駐車場敷地として
利用するものです。議案資料30ページに経過説明を掲載しております。
申請地は、与板町榎原地区内に存在する農業公共投資の対象となってい
ない10ヘクター未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。
転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場
所での代替性がなく、許可できるものであります。なお、この案件は後
ほど説明する農地法第5条許可申請の1番とも関連しております。

5番、大川戸の田について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地は、大川戸地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、白鳥町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料32ページに経過説明を掲載しております。申請地は、白鳥町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第64号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第65号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第65号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の14、15ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、与板地域1件、越路地域4件、長岡地域2件、和島地域1件の計8件でございます。

1番、与板町榎原の畑について、先ほど説明した農地法第4条許可申

請の4番と関連しておりますが、貸し駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年5月31日までの計画です。申請地は、与板町榎原地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、神谷の田について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の1番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年3月18日から令和8年9月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、岩野の畑について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の2から5番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年3月18日から令和8年6月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、来迎寺の畑について、仮設現場事務所及び駐車場用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年3月1日から令和10年2月29日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、石油及びガспラントの修繕工事のために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、喜多町の田について、駐車場用地として利用するため、賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年3月1日から令和7年7月31日までの計画です。申請地は、喜多町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。住宅及び事業用地等が連たんしている区域に近接する区域内にあり、駐車場敷地として既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

6番、和島北野の田について、送電設備撤去工事に伴う工事用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令

和7年7月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、鉄塔及び送電線を撤去するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

7番、岩野の田について、特別高圧送電設備の電線張り替え工事に伴う工事用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年7月4日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、送電線の張り替え工事のために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

8番、悠久町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年8月31日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に中貫保育園と栖吉中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第65号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第66号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第66号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 初めに、議案書の訂正をお伝えします。

お手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の76ページの下段の筆

数の合計数「1,915筆」を「1,912筆」に、合計面積「203万1,007.26平方メートル」を「202万3,093.26平方メートル」に修正くださるようお願いいたします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

議案書の18ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは36件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権の設定・移転で524件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が477件、使用貸借権設定が47件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは504件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が458件、使用貸借権設定が46件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは319件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が282件、使用貸借権設定が37件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の20ページから25ページ及びお配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計1,383件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第66号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第67号 農用地利用集積等促進計画案について
議長 議案第67号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

新潟県農林公社が遊休農地解消緊急対策事業のため、遊休農地の所有者から農地を借り受けるものです。借り受けた農地は、草刈り等の簡易な整備を実施した後に、受け手農家へ使用貸借によって貸し付ける予定となっています。内容については、高頭町の畑の使用貸借権の設定が1件となっています。

続いて、議案書の31ページから35ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは28件の申出があり、内容については賃貸借権の移転が22件、使用貸借権の移転が6件となっています。

これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議決定をいただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第67号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決

定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第12号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第12号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を37ページに、5条の届出について9件を38から40ページに、18条合意解約について3件を41ページに、利用権の解約について16件を42から44ページに、中間管理権の解約について17件を45から47ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第21回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時23分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和7年2月28日現在）

| 議席 | 出欠 | 氏名 | 議席 | 出欠 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|-------|----|---------|-------|------|---|-----|--|---------|--|------|---|----|--|------|----|--|---|-----|--|------|----|
| 1 | 欠 | 佐藤佑美 | 13 | 出 | 本田栄一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出 | 土田米藏 | 14 | 出 | 駒野亜由美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出 | 椎澤哲也 | 15 | 出 | 西巻郁夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 出 | 櫻井正広 | 16 | 欠 | 千野俊輔 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 出 | 若井泰志 | 17 | 欠 | 馬場義昭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 出 | 諸橋昇一 | 18 | 出 | 安達隆幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 出 | 馬場陽子 | 19 | 欠 | 坂詰隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 出 | 青柳久雄 | 20 | 出 | 多田好一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 出 | 長谷川惣市 | 21 | 出 | 鳥羽若一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 出 | 岩本一男 | 22 | 出 | 伊丹なつい | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 出 | 田中豊 | 23 | 出 | 佐藤辰也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 出 | 渡邊義浩 | 24 | 出 | 中野明美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td>多田好一</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>鳥羽若一</td> <td>委員</td> </tr> </table> | | | | | | 出席委員 | 人 | 20人 | | 議事録署名委員 | | 欠席委員 | 人 | 4人 | | 多田好一 | 委員 | | 計 | 24人 | | 鳥羽若一 | 委員 |
| 出席委員 | 人 | 20人 | | 議事録署名委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席委員 | 人 | 4人 | | 多田好一 | 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 24人 | | 鳥羽若一 | 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |